

多賀城市監査委員告示第16号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和8年7月29日

多賀城市監査委員 佐伯 光時

多賀城市監査委員 森 長一郎

記

1 監査の実施日

対象		監査実施日
上下水道部	企業経営課	令和8年6月26日（金）
	施設整備課	令和8年6月29日（月）

2 監査の範囲 令和7年度の財務事務及び事務事業の執行

3 監査の着眼点 令和7年度の財務事務及び事務事業の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

4 監査の結果 別紙のとおり

令和8年6月実施 定期監査結果

対 象	企業経営課
実 施 日	令和8年6月26日（金）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	公用車運行前点検表について、点検結果の記載及び車両管理者の確認が無いものがあった。

対 象	施設整備課
実 施 日	令和8年6月29日（月）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	(1) 収入について 手数料の調定伺書について、決裁が未了のものがあった。 (2) 文書事務について 契約の起案文書について、文書管理システム上の施行日が契約日に整合していないものがあった。

別紙

地方自治法第199条第4項の規定による上下水道部の令和7年度に係る定期監査の結果に基づく監査委員の意見

制限付き一般競争入札の対象工事の入札について

多賀城市上下水道部建設工事制限付き一般競争入札実施要綱(以下「実施要綱」という。)の規定に基づき入札を実施する建設工事について、入札参加申請書等の提出をした入札参加者のうちに入札参加資格を有する者が一人しかいないとき、又は一人になった場合、実施要綱第11条の規定に基づき入札を中止することができるが、入札を実施する場合、管理者として工事検査監の意見を聴取するなど、同規定の趣旨を踏まえ、慎重に意思決定するとともに、その判断理由を明確に付記されたい。